羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例が改正されました。（平成 26 年 8 月 1 日施行）

条例改正の概要

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市で発生した福知山花火大会の火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、対象火気器具等を使用する露店等を屋内外で開設する際には **消火器の準備** と **「露店等の開設届出書」の提出** が必要となります。

また、大規模な屋外の催しは、「指定催し」として指定され、主催者による **「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」の提出** が必要となります。

対象火気器具等とは

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって気体、液体、固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具。

（例：LP ガス、カセットこんろ、炭、携帯発電機、電気調理器具など）

露店等の届出等のフローチャート

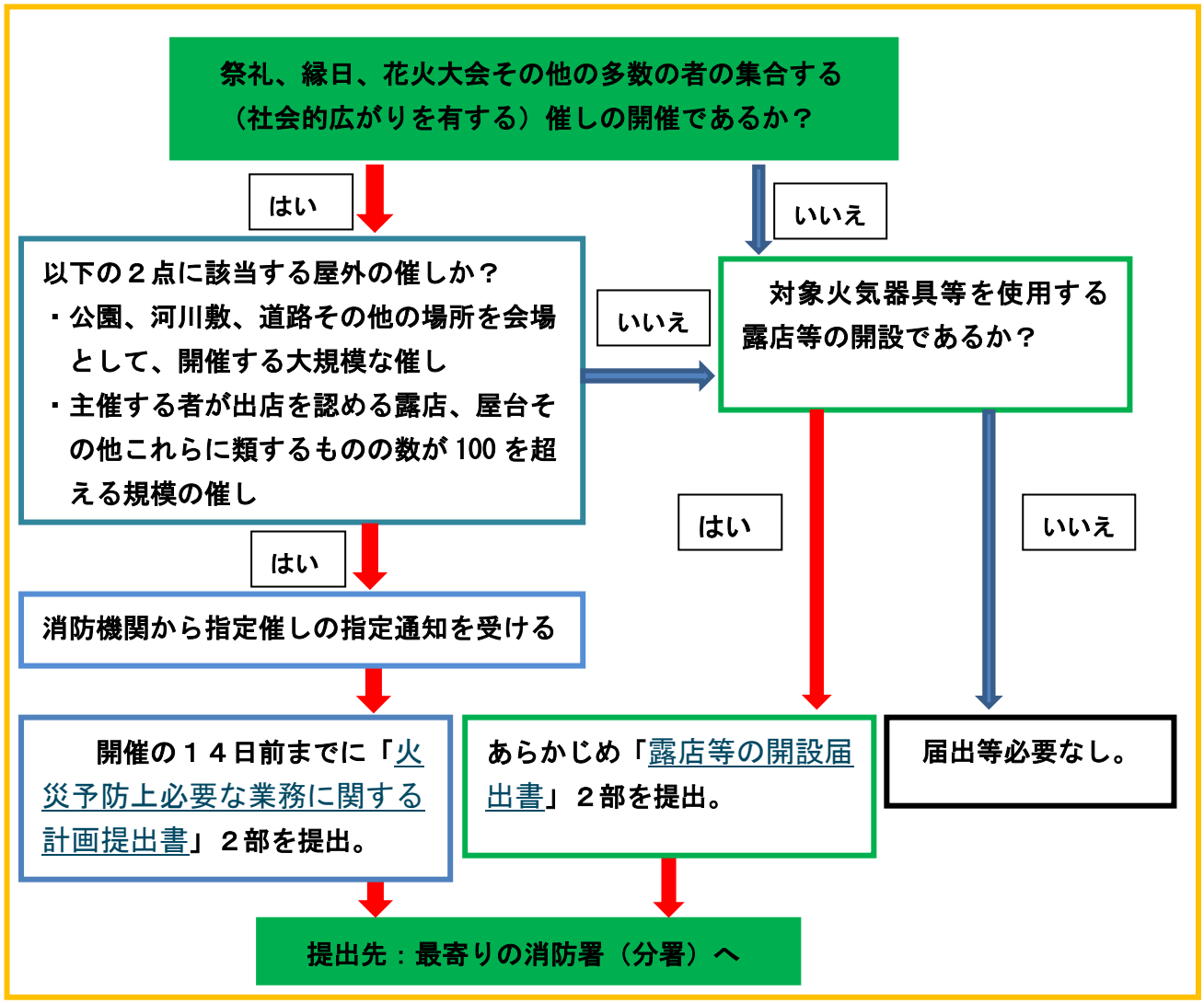

お問い合わせは、最寄りの消防署（分署）へ

羽咋消防署	22-0089	宝達志水消防署	29-3707
志賀消防署	32-1776	志賀消防署富来分署	42-1211